

基幹系システム用メールシーラ貸借契約書（案）

（長期継続契約）

1 貸借対象物件	基幹系システム用メールシーラ 型番・台数等 別紙仕様書等のとおり。		
2 設置場所	吹田市役所 低層棟2階 印刷室 詳細は別紙 仕様書等のとおり		
3 貸借期間	令和6年	3月 1日	から 令和11年 2月 28日 まで
4 契約金額	総額	〇〇〇 円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		〇〇〇 円)
	年額	〇〇〇 円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		〇〇〇 円)
5 契約保証金	免 除		
6 適用除外条項	第3条の2		

上記の貸借対象物件一式（以下「物件」という。）について、甲乙丙は、次の条項によって貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 5年 月 日

甲 吹 田 市

代 表 者 吹田市長

印

乙 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

丙 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

(総 則)

第1条 乙は、別冊の仕様書等に基づき、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）において、物件を発注者に賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

2 物件に係る保守等関係業務に関しては、甲の指示に従い、丙が別冊の仕様書等に基づき誠実にこれを履行するものとする。

3 第1項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、甲乙丙が協議して定める。

4 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。

(契約金額の内訳等)

(年度別内訳)

令和5年度（令和6年3月1日から令和6年3月31日まで）

年度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

年度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

年度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

年度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

年度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度（令和10年4月1日から令和11年2月28日まで）

年度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

5 契約保証金及び違約金を算定する場合の契約金額の1年当たりの額（以下「年額相当額」という。）は、金 円とする。

(物件の納入、据付および引渡)

第2条 乙は、甲の立ち会いのもとに物件の引渡を行うものとし、甲の確認をもって引渡完了とする。

(再賃貸借)

第3条 賃貸借期間が満了するまでに、甲が乙に対して意思表示した場合、甲と乙が協議の上定めた条件に従い、さらに賃貸借期間を延長できるものとする。

(無償譲渡)

第3条の2 乙は、甲が最終終期まで本契約を継続し、かつ、本契約に基づく乙又は丙に対する債

務（物件の返還にかかる債務を除く。）を全て履行した場合、物件（うちプログラムを除く）を現状有姿のまま無償で甲に譲渡する。なお、無償譲渡対象外の当該プログラムの使用権許諾について、甲は、直接、当該プログラムの開発元等と協議し解決するものとし、乙には一切負担をかけるものとする。

2 前項の譲渡にかかる物件の引渡しは、物件の設置場所において現状有姿のまま行われるものとし、乙は物件の瑕疵担保責任（隠れた瑕疵を含む。）を一切負わないものとする。

3 乙は、物件の所有に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担しないものとする。

（物件の維持管理等）

第4条 甲は、物件を頭書第2項記載の設置場所において、善良な管理者の注意をもって業務のため通常の用法に従って物件を使用できるものとする。

2 甲の故意又は重大な過失により、物件の盗難、滅失あるいは損傷等を与えたときは、甲は物件について、損害賠償の責を負うものとする。

（法令上の責任）

第5条 乙及び丙は、本契約に係る業務（以下「業務」という。）の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 乙及び丙は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成29年5月18日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年3月9日制定）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の各条項を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 この契約によって生ずる甲、乙又は丙の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲、乙又は丙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第7条 乙及び丙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙及び丙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙及び丙は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 乙及び丙は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓

約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 乙及び丙は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第10条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 乙又は丙が入札参加除外措置を受けている者又は第10条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、甲は乙又は丙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙又は丙が負うものとする。

（損害の賠償等）

第8条 甲、乙及び丙は、相手方がこの契約の条項に違反したとき、若しくは第7条、第10条、第10条の2、第10条の3、又は第11条の規定によりこの契約を解除する場合において、それぞれ自己に損害（逸失利益及び間接損害を除く。）があるときは、当該損害の賠償を協議により決定し、相手方に請求することができる。

（契約金額の支払）

第9条 受注者は、頭書第4項及び第1条第4項に記載の契約金額について、当年度分の契約金額を翌年度4月（年度途中で契約期間が終了する場合は、終了月の翌月）1日以降発注者に対し受注者所定の請求書により請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第10条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく物件の賃貸を行わないとき。

(2) 期間内にこの業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) この契約に違反したとき。

第10条の2 甲は、この契約に関し、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

(1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 第11条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第10条の3 甲は乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

(1) 役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第7条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第10条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、乙と協議して定めるものとする。

第10条の5 甲は、業務が完了するまでの間は、第10条、第10条の2、第10条の3、及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第11条 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約に違反し、その違反によって物件の賃貸が不可能となるに至ったときは、甲と協議のうえこの契約を解除することができる。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第12条 乙が、この契約に関して、第10条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として、契約金額総額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第10条の2第4号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 甲が第10条、第10条の2又は第10条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第14条 乙がこの契約に基づく違約金等を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は成果品（業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

3 前項の規定は、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

4 乙は、本条の規定に違反したときは、直ちに甲において、その事実及び経過について公表されても一切異議申し立てをせず、かつ第三者に損害を与えたときは、損害に対して一定の責めを負うものとする。

(補 則)

第16条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、甲乙丙が協議して定める。